

## 航空法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

#### (1) 現行制度の概要

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 項の規定により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行おうとするものは航空身体検査証明を受けることとしており、その具体的な身体検査基準については、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 61 条の 2 において規定している。

また、航空身体検査証明の有効期間については、法第 32 条の規定により、技能証明の資格ごとに定めることとしており、その具体的な内容については、規則第 61 条の 3 において規定している。

身体検査基準については、航空身体検査証明を受けようとする者が定期運送用操縦士、事業用操縦士又は准定期運送用操縦士（以下「定期運送用操縦士等」という。）の資格を有する場合は第一種の、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士（以下「自家用操縦士等」という。）の資格を有する場合は第二種の身体検査基準が定められており、また、それらの有効期間についても資格ごとに定められている。

#### (2) 改正の背景

平成 24 年の法改正によって導入された准定期運送用操縦士について、現状、准定期運送用操縦士の養成課程を導入している航空会社においては、海外で実機訓練を受けた後、日本で自家用操縦士の資格を保有して数日間の実機訓練等を行い、准定期運送用操縦士の資格を得るプログラムとしている。一方、身体検査基準については資格に紐付いていることから、数日間の実機訓練のために、第二種の身体検査を受けざるを得ない状況となっている。

今般、上記の課題に対応するため、規則について所要の改正を行う。

### 2. 概要

#### (1) 自家用操縦士等の身体検査基準及び航空身体検査証明書について（規則第 61 条の 2 第 1 項関係）

自家用操縦士等に対しても、第一種の基準による身体検査の受診及び第一種航空身体検査証明書の交付を受けることを可能にするため、規則第 61 条の 2 の表を改めることとする。

**(2) 自家用操縦士等の航空身体検査証明の有効期間について（規則第 61 条の 3 第 1 項関係）**

規則第 61 条の 3 第 1 項においては、法第 32 条に基づき、航空身体検査証明の有効期間を技能証明の資格ごとに表で定めている。

今般、定期運送用操縦士等の資格を有しない者で自家用操縦士等の資格を有する者に交付する第一種航空身体検査証明書の航空身体検査証明の有効期間を、定期運送用操縦士等と同じ 1 年と定める。

**(3) 航空身体検査証明申請書について（規則第 22 号様式関係）**

規則第 61 条第 1 項においては、法第 36 条に基づき、航空身体検査証明申請書の様式（規則第 22 号様式。以下「申請書様式」という。）を定めるとともに、航空身体検査証明を申請しようとする者は、航空身体検査証明申請書を国土交通大臣又は指定航空身体検査医に提出しなければならないと定めている。

定期運送用操縦士等の資格を有しない者であって自家用操縦士等の資格を有する者でも第一種身体検査基準に基づく航空身体検査証明を申請できるようにすることに合わせて、申請書様式の罫線の配置を改める。

**(4) 航空身体検査証明書について（規則第 24 号様式関係）**

規則第 61 条の 2 第 2 項においては、法第 36 条に基づき、航空身体検査証明書の様式（規則第 24 号様式。以下「証明書様式」という。）を定めており、証明書様式の裏面の備考欄において、准定期運送用操縦士の資格を有する者が第一種航空身体検査証明書の交付を受けた後、新たに定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を取得した場合に、可能となる運航の態様の有効期間の満了日を記入すること等を定めている。

今般、定期運送用操縦士等の資格を有しない者であって自家用操縦士等の資格を有する者でも第一種航空身体検査証明書の交付を受けられるようにすることに合わせて、証明書様式の裏面の備考欄に、その交付を受けた後、新たに定期運送用操縦士等の資格を取得した場合に可能となる運航の態様の有効期間の満了日も記入できるように改める。

また、現行の規則では一つの様式で定められている第一種航空身体検査証明書と第二種航空身体検査証明書をそれぞれ個別に定める。

**(5) 施行期日（附則第 1 項関係）**

本省令案は、現在運用している航空身体検査証明申請書の電子作成システムの改修や、省令公布後の指定航空身体検査医への周知に時間を要することに鑑み、令和 6 年 6 月下旬から施行することとする。

**(6) 経過措置（附則第 2 項から第 4 項関係）**

申請書様式及び証明書様式の改正に伴い対応が必要となる事項について、経過措置を定める。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年3月下旬

施 行：令和6年6月下旬